

福知山市監査委員告示第1号

令和4年度に実施した定期監査の結果を受けて講じられた措置の状況について、  
地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和5年4月28日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 柴 田 実

教育委員会 教育総務課

監査の結果	講じた措置
<p>1 歳入について</p> <p>小学校使用料及び中学校使用料において、納期限が財務規則の規定と整合していないものがあつた。収入事務の適正化に努められたい。</p>	<p>1 歳入について</p> <p>財務規則に基づいた納期限とする適切な事務執行および再発防止に努める。</p>

教育委員会 中央公民館

監査の結果	講じた措置
<p>1 歳入について</p> <p>(1) 施設使用料の収入に係る事務手続きについて、条例等の規定と整合していないものがあつた。収入事務の適正化に努められたい。</p> <p>(2) 土地建物貸付収入において、納期限が財務規則の規定と整合していないものがあつた。収入事務の適正化に努められたい。</p>	<p>1 歳入について</p> <p>(1) 条例等の規定と整合するよう関係職員等に周知を図つた。</p> <p>(2) 財務規則第272条に基づいて納期限を定めるよう関係職員に周知を図つた。</p>

教育委員会 生涯学習課

監査の結果	講じた措置
<p>1 歳入について</p> <p>施設使用料の収入に係る事務手続きについて、条例等の規定と整合していないものがあつた。収入事務の適正化に努められたい。</p>	<p>1 歳入について</p> <p>例規に則つた事務手続きとなるよう事務処理を徹底した。</p>

監査の結果	講じた措置
<p>1 歳入について</p> <p>(1) 使用料、雑入の収入金において、納期限が財務規則の規定と整合していないものがあつた。収入事務の適正化に努められたい。</p> <p>(2) 使用料の調定や収入事務において、適切でない事務処理が複数あつた。収入事務の適正化に努められたい。</p> <p>2 補助金等について</p> <p>(1) 補助金において、交付に係る書類が所在不明なものがあつた。事務の適正化に努められたい。</p> <p>(2) 補助金において、交付申請書や実績報告書などで不備のあるものが複数見受けられた。受付時の点検等を徹底されたい。</p>	<p>1 歳入について</p> <p>(1) 適正な事務手続きにおける知識等を係員全員で共有した。また、納入通知発行時には複数人でチェックを行うこととした。</p> <p>(2) 指摘後、直ちに正しく歳入徴収簿に記載し、また整合するよう補正を行った。適正な事務手続きにおける知識等を事務取扱者は当然のこと、納入通知事務を行う可能性のある職員全員に共有した。また、納入通知発行時には複数人でチェックを行うこととした。</p> <p>2 補助金等について</p> <p>(1) 適正な文書管理の重要性また文書保存の仕組みを正しく職員全員で再度確認した。新規職員にも適正な文書保存方法について研修をおこなつた。</p> <p>(2) 指摘箇所については、直ちに正しく修正した。また、適正な事務処理の知識及び重要性を職員全員で確認した。</p>